

地震防災規程

この規程は、大規模地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震注意情報時及び警戒宣言発表時における災害の防止と、被害の軽減を図ることを目的とする。

1. 南海トラフ地震注意情報が出されたり、警戒宣言が発表された場合は、授業又は学校行事を行わない。
 - ・登校時 生徒は自宅または学校の近い方へ行く
 - ・在校時 安全確認の上、すみやかに生徒を下校させる。
 - ・下校時 生徒は自宅または学校の近い方へ行く。
 - ・在宅時 原則として自宅待機とする

 2. 注意情報の解除情報ないし安心情報が発表された場合や警戒解除宣言が発表された場合は、翌日から平常授業とする。

 3. 南海トラフ地震等大規模地震が起きた場合
 - ・必ず学校へ被災状況等を連絡する。その際は、緊急連絡用アプリ e-pa または、災害用伝言ダイヤル「171」等を使用する。
- * 災害用伝言ダイヤル「171」の録音方法
- 171 → 1 → (***)***—**** → 録音
(ガイダンス) (ガイダンス) (自宅の電話番号等) (ガイダンス)
- * 災害用伝言ダイヤル「171」の再生方法
- 171 → 2 → (***)***—**** → 再生
(ガイダンス) (ガイダンス) (自宅の電話番号等) (ガイダンス)
- ・学校の再開については緊急連絡用アプリ e-pa または、学校 HP (ブログ) にて確認をすること